京都市告示第 231号

都市計画法(以下「法」という。)第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)道路を変更したので、法第21条第2項の規定において準用する法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

平成21年8月21日

京都市長 門川 大作

1 道路の名称

3・5・104号横大路中通及び3・5・139号横大路東西2号通

- 2 都市計画を定める土地の区域
  - (1) 変更する部分

伏見区横大路東裏町,横大路中ノ庄町,横大路畑中町,横大路長畑町,横大路向ヒ,横大路竜ケ池,横大路一本木,横大路畔ノ内及び横大路菅本の各一部

(2) 追加する部分

伏見区横大路畔ノ内及び横大路菅本の各一部

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市都市計画局都市企画部都市計画課

(都市計画局都市企画部都市計画課)